

令和三年二月五日提出
質問第三一四号

傷病者の救急搬送の現状に関する質問主意書

提出者 岡本充功

傷病者の救急搬送の現状に関する質問主意書

現在、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下において同じ。）の感染が蔓延する中での救急医療について質問する。なお、回数については、直近で政府として把握しているところを問う。

一 傷病者の救急搬送について受け入れまでの照会回数が四回以上必要な事例は東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、埼玉県及び千葉県でそれぞれのくらの割合になっているか答弁を求める。また十一回以上必要な事例は何回あり、最高何回の照会を必要としたか上記の六都府県の事例について答弁を求める。

二 傷病者の救急搬送について救急要請のあった現地に到着してから受け入れ先が決まり出発するまで三十分以上必要であった事例は東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、埼玉県及び千葉県でそれぞれのくらの割合になっているか答弁を求める。また一時間以上必要な事例は何回あり、最高何分を出発までに必要としたか上記の六都府県の事例について答弁を求める。

三 新型コロナウイルス感染症に罹患している者が自宅で呼吸苦になるなど症状が悪化した場合、救急車を

要請することはどのような場合に可能であるか。罹患している者が必要と感じたらいつでも電話にて救急車を要請してもよいのか、政府としての答弁を求める。

四 緊急事態宣言が延長される中で、政府は宣言下にある都府県における救急医療の実態を正確に把握し、助かる命を救うため救急医療体制の維持・確保のための必要な支援を行うべきと考えるが政府の見解を問う。

右質問する。